【勧告年月日】　平成22年３月５日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社が株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年４月28日午後７時30分より前の同月27日に、株式会社日本エル・シー・エーの株式合計６万4,300株を、自己の計算において買付価額205万3,300円で買い付け、また、この事実が公表された平成21年４月28日午後７時30分より前の同日に、同社の株式合計６万4,300株を、自己の計算において売付価額227万6,300円で売り付けたものである。
【課徴金額】　98万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成22年３月５日
　課徴金納付命令日　平成22年３月31日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑲　株式会社フェヴリナ監査役による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
　証券監視委は、株式会社フェヴリナ監査役による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第166条第１項第１号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。
　本件は、上場会社の監査役が、その職務に関して知り得た会社の重要事実に基づいて内部者取引を行った事案である。
【勧告年月日】　平成22年３月26日
【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社フェヴリナの監査役であったが、同社が平成21年３月期の業績予想を上方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成21年３月12日より前の同月９日及び同月10日に、株式会社フェヴリナの株式合計150株を、自己の計算において買付価額42万1,255円で買い付けた。
【課徴金額】　15万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成22年３月26日
　課徴金納付命令日　平成22年４月16日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑳　南部化成株式会社社員らからの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
　証券取引等監視委員会は、南部化成株式会社（以下「南部化成」という。）社員らからの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第167条第３項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。
　本件は、南部化成株式に対して公開買付けが実施されるという事実に基づいて、２名の公開買付関係者からそれぞれ情報伝達を受けた、各２名の第一次情報受領者計４名による、内部者取引事案である。また、第一次情報受領者として課徴金納付命令勧告の対象となった者の中には、税理士及び金融機関職員が含まれている事案である。
【勧告年月日】　平成22年３月30日
【勧告の対象となった違反事実】
１．株式会社アーク社員からの情報受領者
　課徴金納付命令対象者①及び②は、株式会社ＮＭＣファンド14（投資会社である日本みらいキャピタル株式会社により設立されたＳＰＣ。平成21年11月１日合併により解散。以下「ＮＭＣファンド」という。）との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の株式会社アーク（元・南部化成の親会社）の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、ＮＭＣファンドが南部化成の株式の公開買付けを行うことを決定した事実（以下「本件公開買付け事実」という。）の伝達を受け、
　課徴金納付命令対象者①においては、この事実が公表された平成21年２月27日より前の同年１月26日から同年２月12日までの間に、南部化成の株式合計１万5,900株を、自己の計算において買付価額715万5,600円で買い付けたもの、
　課徴金納付命令対象者②においては、この事実が公表された平成21年２月27日より前の同年１月27日及び同月29日に、南部化成の株式合計200株を、自己の計算において買付価額８万9,600円で買い付けたものである。
２．南部化成社員からの情報受領者
　課徴金納付命令対象者③及び④は、ＮＭＣファンドとの秘密保持契約の契約締結先である南部化成の社員から、同人がその契約の履行に関し知った本件公開買付け事実の伝達を受け、
　課徴金納付命令対象者③においては、この事実が公表された平成21年２月27日より前の同月25日に、南部化成の株式合計1,200株を、自己の計算において買付価額37万2,000円で買い付けたもの、
　課徴金納付命令対象者④においては、この事実が公表された平成21年２月27日より前の同月25日に、南部化成の株式1,000株を、自己の計算において買付価額30万9,000円で買い付けたものである。
【課徴金額】　課徴金納付命令対象者①　1,127万円
　課徴金納付命令対象者②　14万円
　課徴金納付命令対象者③　101万円
　課徴金納付命令対象者④　85万円
【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成22年３月30日
　課徴金納付命令日　平成22年４月16日
　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

３　その他
　平成21年６月19日に課徴金勧告を行った、カルピス株式会社株券に係る味の素株式会社社員（以下「被審人」という。）による内部者取引事案については、被審人が勧告の対象となった違反事実を認めず、争ったことから、課徴金制度導入後、初めて審判期日が開催されることとなった。平成21年９月から平成22年１月まで４回にわたり審判期日が開催され、被審人及び参考人に対する審問等を経た結果、平成22年３月16日に課徴金納付命令決定がなされた。
【勧告の対象となった違反事実】
　被審人は、カルピス株式会社と株式交換契約の締結の交渉をしていた味の素株式会社の社員であったが、同社の他の社員が、同契約の締結の交渉に関し知った、カルピス株式の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年６月11日午後３時00分より前の同日に、妻の名義で、自己の計算において、カルピス株式会社の株券合計2,000株を総額221万3,000円で買い付けたものである。
【本件の争点】
　被審人の妻による本件カルピス株式会社株券の取引について、
　①　本件重要事実を知った被審人が、被審人の妻に対して指示したと認めることができるか。
　②　被審人が自己の計算で行ったと認めることができるか。